

## 吉岡町の給水装置設置工事の立会いまでの事務の流れ

\*令和4年9月16日から開庁日の午前8時30分から午後5時15分までであればいつでも申込みできるように変更しました

### ①管路図の閲覧

- 提出書類：特になし 手数料：無料

### ②給水相談

- 提出書類：給水に関する相談、打ち合わせ、指導・確認事項書
- 添付書類：①案内図②公図〔写し〕③建築確認書〔写し〕④道路占用許可〔写し〕
- 手数料：無料\*加入金等の額が決まります

### ③給水工事の申込等

- 提出書類：①給水工事（明細）申込書②給水装置工事検査願③給水工事立会い依頼書④水道使用開始申込書\*給水相談の書類と一緒に提出ください。クリアファイルに入っております
- 加入金等の額：給水に関する相談、打ち合わせ、指導・確認事項書の金額の支払い

### □給水装置工事の立会い

#### 主な検査項目

□本管接続をする場合は、耐圧検査（1Mpa 5分間保持）と本管の自然圧測定

□残留塩素測定 □水圧試験

□立会い日は給水工事の申込等の日から3営業日以降としてください

## 吉岡町の給水装置設置工事の立会いまでの事務の流れ

★水道工事完了後は施工場所の漏水対応のため、竣工図を提出ください

吉岡町上下水道課上水道室

TEL:0279-54-1118

FAX:0279-54-0158

E-mail : jousui@town.yoshioka.gunma.jp